

特集

法期限切れ後の部落差別の実態把握

谷川 雅彦

要 約

「地対財特法」失効にともない、特別対策事業実施対象地区を指定するために設けられていた「同和地区指定」が解除された。これによって、同和行政を推進するために必要な生活実態把握を目的とした調査の対象地区を限定するための基準がなくなった。法失効による自治体の同和行政の後退、個人情報保護によるセンシティブ情報の収集制限の問題もあり、現在、困難に直面している、部落差別の実態、とりわけ同和地区の生活実態の把握のあり方について、大阪の取り組みを報告する。

一 はじめに―「地対財特法」失効がもたらしたもう一つの問題

二〇〇五年一月二十八日、大阪府企画調整部長名で市町長宛てに「同和問題の解決に向けた実態把握について」と題する通知が出された。「地対財特法」の期限切れを同和行政の新たな発展と飛躍のチャンスとするべく取り組んできた大阪における行政闘争の大きな成果である。

こうした通知を出さねばならなかった背景には、「地対財特法」失効後、「同和地区」の生活や意識実態を把握することが困難を極めていたという問題があった。

「同和対策事業特別措置法」(以下、特措法)の施行にともない、行政は特別対策事業を実施するための対象者を特定する必要があった。しかし、誰が部落民かという特定を行政ができないため、社会意識のなかに存在していた被差別部落という地域(土地)を特定し、そこに居住する市民を特別対策事業の対象者としたのである。こ

れがいわゆる「地区指定」である。

「特措法」施行から三三年間、この「地区指定」にもとづき特別対策事業が実施されてきたのであるが、二〇〇二年三月末をもって「地対財特法」が失効し、特別対策を実施するために設定してきた「地区指定」はなくなったのである。私たち運動団体をはじめ多くの行政関係者も「地対財特法」の失効がもたらす特別対策事業の廃止という側面（一般対策への移行）には注意を向けているが、法失効という問題は「地区指定」の廃止というもう一つの重要な側面をも含んでいたのである。

その一つが「対象者の限定」という問題である。特別対策事業の場合は「地区指定」があったことによって、特別対策事業を実施する対象者が特定されていた。しかし、例えば、育英会奨学金制度や母子寡婦福祉資金、国民金融公庫教育ローンなど、一般対策事業は事業ごとに対象者が違うし、何と言っても申請主義である。知らないと思えないし、申請しないと使えないのである。部落解放同盟大阪府連合会（以下、大阪府連）ではこの問題を、「総合生活相談事業」「進路選択支援事業」「地域就労支援事業」「人権侵害相談事業」という「相談事業」の創設という形で乗り越えようと提案してきた。つまり、相談を通じて多様な課題を拾い上げ、多種多様な一般対

策事業と「同和地区」住民のニーズをつなげ、必要な人に必要な施策を届けることを通して一人ひとりの自立と自己実現を支援しようという仕組みを確立してきたのである。

「地区指定」の廃止がもたらしたもう一つの問題が「同和地区住民の生活・意識の実態把握」である。「地対財特法」が失効したことによって同和地区住民の生活保護率や同和地区生徒の進学率といった実態を行政として把握できなくなったのである。例えば、中学校は毎年卒業生の進学率を把握している。そのなかで同和地区生徒の進学率を把握しようとする時、卒業生のなかから誰が同和地区に居住しているのかということ特定しなければならなくなる。「地対財特法」がある時は「地区指定」があったので、この「地区指定」という物差しを卒業生リストに当てはめることによって地区生徒が特定され、地区生徒の進学率が把握できていた。この「地区指定」がなくなったのである。加えて、問題を複雑・困難にしたのが「個人情報保護条例」である。大阪の条例には「差別につながる恐れのある情報」（センシティブ情報）を収集してはならないという条文がある。地区生徒の進学率を把握するためには、「どこそこが部落だ」という差別につながる恐れのある情報を収集し、中学校の卒業生の

名簿と突き合わせなければならぬ。この作業が「個人情報保護条例」に違反するのである。

本稿では、後者の問題、すなわち「地対財特法」失効後、「地区指定」がなくなった今、同和地区における差別の実態をどう把握するのかという課題に取り組んできた部落解放同盟大阪府連の取り組みを紹介し、法失効後の行政闘争のあり方を考えてみたい。

二 知事交渉と「地対財特法後の同和行政に ついて（通知）」

はじめてこの問題を大阪府に提起したのは、二〇〇二年六月に開催された大阪府知事交渉であった。知事交渉の要求項目に私たちは「『地区指定』が廃止されたことによって同和行政を推進する上で『被差別部落』という視点が欠落してしまっている現実がある。知事としての認識と見解を示されたい」という要求を掲げた。大阪府連の要求に知事は、「『地対財特法』が失効し、特別措置法にもとづく同和対策事業の前提となる、いわゆる『地区指定』はなくなったが、同和問題は解決しておらず、同和地区はあり、同和地区に課題が残されていることから、今後は同和地区における課題の解決をめざして、一

般施策を活用して取り組むことが大阪府の方針である」と回答した。では知事の回答した「同和地区」とはどのようなのかという質問に、大阪府は「特別対策事業の対象地区が被差別部落であると、そういう風に認識されると思います」と回答した。

この交渉経過をふまえたかたちで、同年一〇月に大阪府企画調整部長名で「地対財特法失効後の同和行政について（通知）」が市町長宛てに出されることになったのである（なお、同様の通知が同時期に大阪府教育委員会教育長名で市町村教育委員会教育長宛てに通知されている）。通知はまず前段で、二〇〇一年九月に大阪府同和対策審議会から出された答申で明らかにした法失効後の同和行政の方向性について、「かつての同和地区の劣悪な状況は大きく改善されたが、平成一二年度に実施した実態等調査などによると、教育・労働の課題等が残されているとともに、府民の差別意識の解消が十分に進んでおらず、部落差別事象も跡を絶たない状況であるなど、同和問題が解決されたとはいえない状況にある」と述べ、「部落差別が現存する限り同和問題解決のための施策の推進に努める必要がある」とし、今後の同和行政の基本目標を「部落差別を解消し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし周辺地域と一体となったコミュ

ニテイの形成を図ること」とし、そのためには「府民の差別意識の解消」「同和地区出身者の自立と自己実現」「同和地区内外の住民の交流」のための「諸条件の整備」を「人権尊重の観点に立った一般施策として取り組んでいくことが適切である」ことを再確認したのである。

その上で「地对財特法の失効に伴い、同和地区、同和地区出身者に対象を限定した特別措置としての同和对策事業の前提となる、いわゆる『地区指定』はなくなり、特別対策事業は終了しましたが、このことが即ち、同和問題が解決した、あるいは、これまで特別措置としての同和对策事業を実施してきた同和地区はなくなつたということを意味するものではありません」と述べ、被差別部落や部落差別がなくなつていないことを明らかにしたのである。さらに、今後の同和行政の推進にあたっては「的確に行政ニーズを把握し、人権尊重の観点に立った一般施策を活用し、同和問題解決のための行政を総合的に推進する必要があります」、「また、その際には、これまでの施策の成果が損なわれることがないよう、同和地区の現状を把握するとともに、相談事業等を通じて同和地区の課題を整理し、一般施策を活用して効果的に解決を図ることが必要」と「同和地区」の実態把握の必要性を明らかにしたのである。

三 厚生労働省「隣保館調査」

この通知によって市町におけるこれまでの混乱に一応の終止符が打たれるものと思つていた。しかし、問題はそう簡単ではなかつた。通知の翌年、部落解放同盟中央本部と厚生労働省との交渉で、「地对財特法」失効後はじめて同和問題の実態を明らかにする調査を実施することが確認された。二〇〇三年一月から〇六年一月にかけて実施された「隣保館運営事業実態調査」（以下、隣保館調査）である。調査は「隣保館運営事業実態調査」と「隣保館運営事業実態調査行政データ」の二種類で、後者の調査において「隣保館対象地域」の「人口」「高齢者人口」「要介護者人口」「年齢階層別構造」「生活保護の受給期間」「世帯類型（母子、父子、高齢者、高齢単身、障害者）」を尋ねている。

調査項目が極めて限られたものであるなど調査は多くの不十分さを有していた。しかし、「地对財特法」が失効し「地区指定」が廃止されたなか、「隣保館事業対象地域」という表現で「旧地对財特法対象地域」（＝同和地区）の実態把握に踏み切つた厚生労働省と部落解放同盟中央本部との努力は画期的な意義を持つていた。その

趣旨は、厚生労働省が示した「隣保館運営事業実態調査 Q & A」においても「本調査は平成九年の法改正以降の各市町村における『隣保館事業対象地域』の変化を認識するとともに、この『隣保館事業対象地域』と当該『市町村全体』との各種データを比較することにより、当該隣保館がかかえる問題点や地域的な特性を導き出し、今後の隣保館活動に役立てることを趣旨とする」と述べられている。

厚生労働省から自治体宛てに「隣保館運営事業実態調査等の実施について」の通知が二〇〇三年一月三日付けで出され、「隣保館運営事業実態調査実施要領」が示された。大阪府連では、「同和地区」を有する自治体が、先の企画調整部長通知にもとづき「隣保館事業対象地域」を「同和地区」すなわち「旧地对財特法対象地域」として当然理解し、必要なデータを記入するものと考えていた。

しかし、厚生労働省が示した「実施要領」では「隣保館事業対象地域」のことを「啓発、広報、講座、交流事業等を進める場合に、館の事業対象としている地域」と説明し、「Q & A」では「隣保館が実際に活動対象としている地域」「事業により対象範囲が異なる場合は、最大範囲の事業対象地域を選択されたい」と説明、自治体

を一層混乱させることになった。大阪府が自治体向けに示した「記入に当たっての留意点」においても「隣保館事業対象地域」の解釈について「この間、検討を進めてきたところであるが、いまだ、府として結論に至っていない状況」とし、「記入できる範囲で対応」を求めるところになった。国や府の姿勢、そして自治体自身の実態把握への後ろ向きな姿勢も手伝って、結果として「同和地区」のデータを提出した自治体は大阪においては数市のみとなった。大阪においては同和行政の改革の取り組みのなかで、隣保館の事業対象地域を同和地区から中学校区や市域へ拡大してきた。このことをいわば悪用して、調査票に「同和地区」のデータではなく、わざわざ中学校区のデータや市域全体のデータを記入するという自治体が続発したのである。

四 個人情報保護法と大阪府条例

「隣保館調査」実施にあたって、仮に大阪府内自治体が「隣保館事業対象地域」を「同和地区」と理解し、必要な項目について実態把握しようとした場合、「大阪府個人情報保護条例」（以下、「府条例」）に抵触するという問題が明らかになった。

「府条例」二条は、個人情報の定義について「個人に
関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別
され得るものをいう」と定めており、「当該情報のみで
は識別できないが、他の情報と容易に照合でき、それ
より個人を識別できる情報」も含むものとされている。
「同和地区の所在地名」はこれに該当する。

次に「府条例」七条は、「四 実施機関（府）は、次
に掲げる個人情報収集してはならない」とし、「二
社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を揚げ
ている。「同和地区」に居住し、又は居住していたこと、
その他その地域の出身であることに関する個人情報、そ
して「同和地区の所在地名」が「社会的差別の原因とな
るおそれのある情報」（センシティブ情報）に該当する
というのである。

また「府条例」はその八条において、実施機関が個人
情報を取り扱う目的以外に利用、提供をすることを原則
禁止している。

「府条例」は一九九六年一〇月施行であるから、当然、
これらの規定や制限は「地対財特法」失効前から効力を
発揮していたはずである。ならばなぜ、当時は「同和地
区」の実態が把握できて法失効後は把握することができ
ないのか。「地対財特法」にもとづき同和問題解決のた

めに特別対策事業を実施することは実施機関（府）の所
掌事務であることから、「府条例」施行時に、センシテ
ィブ情報収集禁止の例外事項を個人情報保護審議会（以
下、審議会）に諮問し、収集を認める旨の答申を得てい
たのである。

当時、審議会に諮問した項目は「同和対策に関する事
務事業を行うなかで当該事業を実施するために必要な個
人情報を収集する場合」であり、「同和対策に関する事
務事業を行うに際し、その対象となる者が同和地区の出
身者であるという個人情報を収集する必要がある場合
がある」ことがその収集理由である。これによって、「府
条例」施行以前に大阪府が収集・利用してきた「同和地
区の所在地名」が、特別対策事業の実施に必要な限りに
おいて引き続き利用できるようになった。

しかし、「地対財特法」が失効したことによって、「府
条例」施行時に答申を得たセンシティブ情報の収集禁止
の例外事項は、効力を失ってしまったのである。

したがって、「地対財特法」失効後に「同和地区」の
実態把握を行うためには、再び審議会に諮問し答申を得
なければならないのである。さしあたって問題になった
のが、先に述べた厚生労働省による「隣保館調査」の実
施であった。大阪府は自治体への説明と並行して、二〇

○四年三月五日、太田房江知事名で審議会に対して「個人情報」の取り扱いに関する意見について（諮問）」の意見を聞いた。

そのなかで大阪府は「個人情報取扱事務の目的、必要性」について、「同和問題は解決されたとはいえない状況にあること」をふまえ、「一般施策により同和問題の早期解決に取り組んでいるところであるが、効率的・効果的な取り組みを推進していくため」に「残された課題の推移と一般施策の効果を適宜検証」し、「必要に応じた一般施策に工夫を加えるなど、適切に対応していく必要がある」と述べている。もちろん「隣保館調査」についても言及している。その上で把握するデータについて「年齢階層別人口構造（男女別）」「世帯数」「要介護者数」「生活保護受給期間別世帯数、人数」「母子世帯、父子世帯、高齢者世帯、高齢者単身世帯、障害者世帯の数」を具体的に列記している。こうした作業を急ぎ、府内自治体への説明を実施したのであるが、「隣保館調査」の結果は、すでに述べたような状況であった。

五 同和問題の実態把握に向けた行政交渉

二〇〇二年六月の知事・教育長交渉、同年一〇月の大

阪府企画調整部長通知、大阪府教育委員会教育長通知、そして同年一二月の厚生労働省「隣保館調査」、二〇〇三年三月の大阪府個人情報保護審議会への諮問と答申を通して、あらためて同和問題の解決に向けた実態把握の必要性とその具体的手法について再整理することが必要となってきた。

「地対財特法」があるのか、ないのかで、同和行政の必要性が判断されるのではない。同和行政の必要性は、部落差別の存在の有無で判断されるべきである。だからこそ「差別ある限り同和行政を積極的に推進していく必要がある」のだ。そこで問題になるのが「差別があるのかないのか」である。そこで「部落差別の実態とは何か」「部落差別をどのように把握するのか」を明らかにすることが不可欠になる。

大阪府連は二〇〇五年度知事・教育長交渉（二〇〇四年七月実施）において次のような要求項目をあらためて掲げ、大阪府の考え方を明らかにしよう求めた。「地対財特法後の同和地区の実態把握について。府同対審答申（二〇〇一年）、二〇〇二年度知事交渉、企画調整部長通達・教育長通達などをふまえ、以下の点について明らかにされたい。①部落差別の実態把握の必要性について。②部落差別の実態把握のフレームについて。③同和

地区住民の生活・意識実態の把握とその対象地域について。
 ④実態把握（同和地区住民の生活・意識調査）と個人情報保護条例の関係について。
 ⑤五年に一度実施されてきた大阪府民人権意識調査の実施について。

この交渉のなかで大阪府はまず①の要求に対して「市町村と密接に連携を図りながら、これまでの施策の成果が損なわれることがないよう、同和地区の現状を把握するとともに、相談事業等を通じて同和地区の課題を整理し、一般施策を活用して効果的に解決を図ることが必要である」、「一般施策による取り組みによって、答申で示された課題がどのように推移しているのかを把握し、その効果を検証するために同和地区の実態を把握すること、取り組みを効果的に推進する上で必要なものである」と同和問題の実態把握の必要性について再確認した。

次に②の要求について「同和地区の実態の把握等にあたっては、相談事業を通じて現状や課題を把握するほか、差別事象や同和地区に居住する住民の生活・意識、府民意識などを通じて現状・課題を把握していく必要がある」と回答、「相談事業」「差別事象」「同和地区の生活・意識」「府民意識」を通して部落差別の実態を把握していくことが確認された。

その際の「同和地区」とはどの地域を指すのかという③の要求については、「これまで特別措置としての同和対策事業を実施してきた対象地域、すなわち、二〇〇〇年度に実施した実態等調査の対象地域がその対象になるものと考えている」と述べ、「同和地区の生活・意識」実態の把握にあたって旧「地対財特法」対象地域をその対象とする考えを明らかにした。

個人情報保護条例のセンシティブ情報収集禁止との関係を尋ねた要求項目④については、実態把握が「センシティブ情報の収集に該当」するとし、「審議会への諮問に際しては速やかな答申が得られ実態の把握が円滑に行えるよう、努力してまいりたい」と、個人情報保護審議会に諮問し、了解を得ることを確認した。

⑤の府民人権意識調査について府は、「同和問題をはじめ人権問題の解決にあたり府民の意識を把握することは、その問題の背景や要因等を分析、整理し、差別をなくしていくための方策を検討するための基礎資料を得るために必要なものと認識している」と回答。調査委員会を設置し、二〇〇五年八月に調査は実施され、現在分析作業がすすめられている。

二〇〇五年度で確認された課題のさらなる具体化を求め、二〇〇六年度知事・教育長交渉（二〇〇五年六月）

が実施された。二〇〇六年度交渉では、「個人情報保護条例と関連する同和地区の生活実態を市町村が保有する既存の統計資料から把握できるように必要な条件整備と市町への丁寧な指導を実施されたい」という要求項目が掲げられた。二〇〇〇年度に大阪では「同和問題の解決へ向けた実態等調査」が実施された。そのなかで、同和地区住民の生活・意識実態を把握する調査が実施されたが、この調査とは別に「同和地区概況調査」が実施された。この調査は、わざわざ同和地区住民にアンケートという形式で調査を実施しなくても、自治体行政が保有する行政資料を活用すれば同和地区の実態が把握できるものについては、同和地区住民の生活・意識実態調査とは別に把握しようという調査である。つまり、二〇〇六年度交渉の要求は、同和地区の実態把握に行政が保有する資料やデータを活用せよという要求である。

大阪府は二〇〇五年度交渉での確認事項をふまえ、まず、「相談事業を通じた実態把握」「人権問題に関する府民意識調査」「行政が保有するデータを活用した実態把握」を実施するため「大阪府同和問題解決推進審議会（府同和対策審議会を発展改組）」に報告、了承を得た上で、調査項目を整理し、大阪府および自治体の個人情報保護審議会に諮問し答申を得ること、そのために「実態把握

に必要な行政データの多くを有する関係市町に対して協力要請を行う際には、当該市町の条例にもとづく円滑な諮問手続き等の促進に資するため、実態把握の目的・必要性等とともに、府の条例に照らした場合の考え方を提供するなど、丁寧な助言や的確な情報の提供に努め、実態把握を円滑に進めていくと回答を得た。

六 「同和問題の解決へ向けた実態把握につ いて」(通知)

こうして二〇〇五年一月二十八日付で出されたのが、関係市町長宛て「同和問題の解決に向けた実態把握について」という大阪府企画調整部長通知(以下、通知)である。

通知は、まずはじめに「一般施策による取り組みに移行してすでに三年半が経過しておりますが、府としては、平成一三年答申で示された課題がどのように推移しているのかを市町とともに把握し、一般施策の効果を検証した上、同和問題の解決に向けた適切かつ効果的な取り組みを進めていく必要がある」と述べている。その上で、関係市町長に対して「同和問題の解決に向けた実態把握に取り組んでいただきますようお願いいたします」と、

明確に同和問題解決へ向けた実態把握への取り組みを求めている。

さらに通知は、「今後の同和問題の解決に向けた一般施策による取組みを効率的、効果的に推進していくためには、これら一般施策による取組みによって、答申で示された課題がどのように推移しているのかを把握し、その効果を検証する必要がある」と「実態把握の必要性」を明記している。そして具体的な同和問題解決に向けた実態把握の枠組みについて「相談事業や差別の現状、旧同和対策事業対象地域における生活・意識、府民の意識などを通じて実態を把握することが重要であると考えています」と述べ、「相談事業」「差別事象(差別の現状)」「同和地区の生活・意識」「府民の意識」の四つの枠組みで実態を把握するとの方向性を示した。

「『行政データを活用した実態把握』『相談事業を通じて実態把握』に際しては、旧同和対策事業対象地域を対象として現状を把握していきます」との考えを明らかにした。通知はさらに「旧同和対策事業対象地域」について「これまで特別措置としての同和対策事業を実施してきた地域」であると注意書きしている。

そして通知は当面、まず「人権問題に関する府民意識調査」「行政データを活用した実態把握」「相談事業を通

じた実態把握」の三つに取り組み、「差別事象」および三つの取り組みで得られない「同和地区の生活・意識」における同和問題の実態把握については同和問題解決推進審議会の意見を聞きながらすすめていきたいとしている。

通知をふまえ、大阪府は一月二二日付けで関係市町人権施策担当部(課)長宛てに「同和問題の解決に向けた実態把握に係る行政データを活用した実態把握について(依頼)」を通知し、一八項目について同和地区の実態を報告するよう求めた。

七 大阪府学力等実態調査の実施

教育行政においても「同和地区」の実態把握問題は大きな課題を提起した。「同和地区児童生徒」の学力等の実態把握問題である。大阪府教育委員会が二〇〇六年度「学力等実態調査」を実施する。府内の公立小中学校(大阪府は別途独自に実施)における児童生徒の学力及び生活等の実態を明らかにし、府の教育施策の改善や各学校における指導内容・方法の改善に役立てようというものである。学力調査の対象は府内すべての小学校六年生、中学校三年生であり、そのなかには当然、「同和地区児

「児童生徒」が含まれることになる。

府教育委員会はすでに二〇〇五年一月二十九日に、大阪府個人情報保護審議会に同和地区児童生徒の学力等の実態把握について、府条例の例外として認めてもらえるよう諮問している。

そのなかで同和地区児童生徒の学力等実態を府教育委員会が収集する目的として、「答申で示された課題がどのように推移しているか把握し、一般施策の効果を適宜検証する必要がある」「あわせて高校進学率、大学進学率が府全体に比べて格差があることや、高校中退率が高いなどの教育課題の解決に向けては、課題の根幹にあると考えられる義務教育段階における『対象地域』の児童生徒の学力実態が、府全体と比べてどのような状況にあり、課題が何なのか把握する必要がある」「さらに、学力と児童生徒の意識や家庭生活の状況、保護者の子育て観、学校の種々の取組み、体制等との相関関係を明らかにするとともに、その推移を把握し、一般施策の効果を適宜検証して、今後どのように取組みを進めていくべきなのかを明らかにする必要がある」と述べている。こうした目的を明らかにした上で「学力実態調査」「生活に関するアンケート調査」「保護者調査」の結果と「対象地域」の所在地名を突き合わせることによって、同和地

区児童生徒の学力等の実態を把握するので許可してほしいというのである。

大阪府個人情報保護審議会は二〇〇五年一月二十六日、審議の結果、同和地区児童生徒の学力等の実態把握を府条例の例外事項として認めることを答申した。「地対財特法」失効後、はじめて「同和地区児童生徒」の学力等の実態が把握されることになったのである。「地対財特法」失効に伴い「同和加配制度」も廃止され、児童生徒支援加配など一般加配制度を活用した取り組みがすめられてきた。特別対策の廃止、一般施策への移行が円滑に行われたのか、また一般施策が、「同和地区児童生徒」と同和地区外児童生徒との間に存在していた学力等の格差を解消したり、解消させるような教育活動を創造できているのかが、いよいよ検証されることになるのである。

八 自治体段階での行政闘争の強化を

年の瀬も押し迫った二〇〇五年一月二十六日、大阪府連は各支部書記長・活動家会議を開催した。一月二十八日付けで市町長宛てに通知された「同和問題の解決に向けた実態把握について」をふまえ、自治体との行政交渉

の実施を徹底するためである。

通知が出されたからといって、自治体が自動的に行政データを活用した実態把握に取り組みわけではない。法律のあるなしにかかわらず部落差別ある限り同和行政を積極的に推進していくという強い姿勢、同和問題解決に向けた実態把握の必要性の認識、つまり「やる気」がないことには一歩も前へ進まないものである。その上で、なお、さらに個人情報保護条例におけるセンシティブ情報収集禁止の例外を認めさせるというアクションが求められるのである。

通知をふまえ、必ず各支部が自治体と交渉・協議を行うこと、その上で当該自治体との間で、あらためて同和問題解決に向けた実態把握の必要性和その枠組みについて確認を行うこと、そして当面、一八項目の行政データを活用した同和地区の実態把握を実施するために、個人情報保護条例に十分留意した対応を求めていくことが重要である。

府教委が実施する「学力等実態調査」においても、府個人情報保護審議会はその答申において市町教育委員会に対し、「実態把握に当たっては、個人情報保護の適正管理等各市町の個人情報の保護に関する条例を適正に運用すること」とし、「実態把握の実施に関して条例上必要な

手続きが定められている場合は、条例に基づき適正な手続きを行なうこと」を求めている。ここでも自治体教育委員会は、自治体個人情報保護審議会に府教委と同様の諮問を行うことが求められるのである。そしてこの過程そのものが、自治体行政や教育委員会における同和問題解決に向けた行政責任を具体的に明らかにさせていくのである。

「学力等実態調査」の実施主体は府教育委員会であり、自治体やそれぞれの学校がどう調査結果を分析し、課題を明らかにし、解決に向けた実践へとつなげるのかが問われてくる。自治体や学校で調査・分析委員会のようなものを設置するのだろうが、明らかにした課題を、個人情報に十分に留意し、保護者や地域住民の参加や協働でどう解決していくのかが重要である。

大阪府連のできることはここまでで、これからはまさに支部レベルの行政闘争にかかっている。行政闘争は多様で、行政交渉だけが行政闘争ではない。行政交渉は行政闘争の一部分である。部落出身議員や推薦議員と日常不断に連携した行政への働きかけ、審議会や有識者会議、パブリックコメントなどを通じた行政の政策決定への参画のほか、部落問題を部落だけの課題に矮小化せずに市民的課題と共通してとらえ、市民運動として権利実現を

求める闘いなど、多様な行政闘争を推し進める必要がある。

資料

- 市町村長宛て「地対財特法失効後の同和行政について(通知)」(二〇〇二年一〇月二二日)。
市町村教育委員会教育長宛て「同和問題の早期解決に向けて(通知)」(二〇〇二年一〇月二四日)。
市町長宛て「同和問題の解決に向けた実態把握について(通知)」(二〇〇五年一月二八日)。

文献

- 奥田均「『法』期限切れと同和行政の基礎基本」(『部落解放』五二七号、二〇〇四年一月)。
奥田均「『法』期限後の同和行政と実態調査」(『部落解放研究』第一五七号、二〇〇四年四月)。